

強制加入被保険者の資格 ケース1①（法第7条）

ケース1

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所にやってきました。



20歳になる方には日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られます。

【強制加入被保険者の資格 ケース1】

ケース1について見ていきましょう。

「20歳の誕生月の前月に日本年金機構から国民年金被保険者資格取得届書が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所にやってきました。」

国民年金には20歳から加入していただきます。

20歳になる方には、日本年金機構から国民年金被保険者資格取得届書が事前に送られ、資格取得の手続きをするようにご案内します。

ここで、20歳になるAさんは、第1号被保険者に該当することになります。国民年金法では、どのように規定されているのでしょうか。詳しく見てみましょう。

強制加入被保険者の資格 ケース1②（法第7条）

条文

（一部抜粋）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて法令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）



法第7条第1項に、被保険者の資格の規定があります。この法第7条第1項の第1号から第3号に規定されている被保険者をそれぞれ第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者と呼びます。

第1号被保険者の範囲は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者ではないこと、老齢年金など被用者年金制度から老齢または退職を事由とする年金を受けることができる人は除く、とされています。

第2号被保険者は、会社員や公務員といった、厚生年金などの被用者年金各法の被保険者、組合員ま

たは加入者で、その範囲は、厚生年金保険法などの法律で規定されています。

第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入によって生計を維持されている20歳以上60歳未満の方（第2号被保険者である者を除く）、すなわち被扶養配偶者です。

強制加入の被保険者の適用対象者（法第7条）

強制加入の被保険者

第1号被保険者

- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者
- 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でないこと
- 第2号被保険者又は第3号被保険者ではないこと

第2号被保険者

- 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者
ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は第2号被保険者とはならない

第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満であること
- 被扶養配偶者（第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するものであり、かつ、第2号被保険者でない者）であること

【強制加入の被保険者の適用対象者】

以上をまとめますと、会社などにお勤めの方は、第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている被扶養配偶者は第3号被保険者、自営業者や学生の方も含めてそれ以外の方は第1号被保険者となっていて、基本的に、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金制度の対象になっています（強制加入被保険者のほか、任意加入の被保険者が存在しますが、任意加入被保険者の項目でご説明します。）。

第1号被保険者の要件（法第7条第1項第1号）

第7条（一部抜粋）
一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）

Point
日本国内に住所を有すること
20歳以上60歳未満であること
第2号被保険者および第3号被保険者でないこと

【第1号被保険者の要件】

次に、国民年金の第1号被保険者の具体的な要件を見ていくことにします。法第7条第1項第1号では、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しないものとされ、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除くとされています。

まず、日本国内に住所を有する必要があります。海外に住んでいる場合には海外の年金制度などに加入することになりますので、第1号被保険者とはなりません。次に、20歳以上60歳未満という年齢要件があります。20歳から60歳に達するまでということは、原則として、40年間、国民年金に加入することになります。なお、第2号被保険者および第3号被保険者でないこととされています。

法第7条第1項第1号の住所①（住民基本台帳法第4条等）

国民年金法 第7条第1項第1号	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの。
住民基本台帳法 第4条	住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。
地方自治法 第10条第1項	市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
民法 第22条	各人の生活の本拠をその者の住所とする。

住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれる。

【法第7条第1項第1号の住所】

第1号被保険者は、法第7条第1項第1号にありましたように、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者（第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しないもの）でした。

法第7条第1項第1号の住所②（住民基本台帳法第4条等）

住民基本台帳法 第4条	住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。
地方自治法 第10条第1項	市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれる。

ここで、日本国内に住所を有するという点について説明します。

住民基本台帳法第4条においては住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならないと規定されています。

これは、地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれており、このような規定が設けられています。

法第7条第1項第1号の住所③（住民基本台帳法第4条等）

地方自治法 第10条第1項	市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
民法 第22条	各人の生活の本拠をその者の住所とする。

住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれる。

住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいいます。民法第22条の生活の本拠とは、私的生活の中心地を意味します。

第1号被保険者の住所要件を満たしているかどうかについては、住所の有無で判断します。第1号被保険者の資格取得の届出は、原則として、住所地の市町村長に提出することになっています。

外国人の在留管理制度①

平成 21 年住民基本台帳法の改正前

外国人登録法

原票に登録されている外国人

平成 21 年住民基本台帳法の改正後「平成 24 年 7 月 9 日以降」

住民基本台帳法
第 30 条の 45

外国人住民

日本国内に住所を有する者であっても、日本国の領域内において就労する者であつて、社会保障協定の規定（年金制度適用調整規定）により相手国法令の規定の適用を受けるもの等は、国民年金の被保険者とならない。

【外国人の在留管理制度】

国民年金法では国籍要件がないため、外国人でも法第 7 条に該当した場合は被保険者となるということでした。ただし、日本国内に住所を有する者であっても、日本国の領域内において就労する者であつて、社会保障協定の規定（年金制度適用調整規定）により相手国法令の規定の適用を受けるもの等については、国民年金の被保険者にはなりません。

具体的には住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民であつて住民基本台帳に記録された者が対象です。

従来は、外国人は住民基本台帳法の適用対象外で、外国人登録法に基づいて居住関係を把握していました。しかし、外国人が増加し、市町村が外国人について正確な情報を把握して行政サービスを提供する基盤を整備していく必要性が高まってきたので、平成 21 年に住民基本台帳法が改正され、平成 24 年 7 月 9 日から施行されました。

外国人の在留管理制度②（法第 7 条等）

国民年金法第 7 条第 1 項第 1 号

次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であつて次号及び第 3 号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて法令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受け取ることができる者を除く。以下「第 1 号被保険者」という。）

外国人住民

住民基本台帳法第 30 条の 45
（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

短期滞在者等

日本国内に住所を有することが明らかとなった者
※平成 24 年国発 0614 第 1 号
平成 24 年管管発 0614 第 2 号
（国民年金における外国人適用について）

被保険者

住民基本台帳法においては、外国人住民が適用対象です。短期滞在者等は住民基本台帳に記録されませんが、日本国内に住所を有することが明らかとなった者については、適用の対象となります。基本的には、住民基本台帳に記録されている外国人は、20 歳から 60 歳に達するまでの間、第 2 号被保険者また

は第 3 号被保険者でない限り、第 1 号被保険者になるということです。

外国人の在留管理制度③

保険料納付のメリット

1. 障害年金、遺族年金 が受給できます。
2. 社会保障制度に関する協定が結ばれている場合は、母国の年金制度の加入期間と合計 されることがあります。
3. 母国に帰国することになった場合は、脱退一時金 が支給されます。



第 1 号被保険者になって保険料をきちんと納めていけば、日本国内で万一の事故に遭った場合などに、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給ができるというメリットがあります。また、母国と日本との間で、社会保障制度に関する協定が結ばれている場合には、母国の年金制度の加入期間と合計されることもあります。

さらに、日本での居住は短期間にとどまり、母国に帰国することになった場合などには、老齢基礎年金を受け取ることができなかったとしても、帰国後に脱退一時金として、一定額が支給されるという制度もあります。

第 2 号被保険者の要件①（法第 7 条第 1 項第 2 号、第 5 条）

第 7 条（一部抜粋）

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第 2 号被保険者」という。）

被用者年金各法

厚生年金保険法

国家公務員共済組合法

地方公務員等共済組合法

私立学校教職員共済法

（参考：法附則第 2 条）

第 7 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「加入者」とあるのは、「加入者（65 歳以上の者）であつて、厚生年金保険法附則第 4 条の 3 第 1 項に規定する法令で定める給付の受給権を有しない被保険者、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第 13 条の 2 に規定する特別継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第 25 条の 7 に規定する特別継続組合員に限る。」とする。

【第 2 号被保険者の要件】

次に、第 2 号被保険者の要件について見ていきましょう。

法第 7 条第 1 項第 2 号では、被用者年金各法の被保険者、組合員または加入者と規定されています。被用者年金各法とは厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法です。

第2号被保険者の要件②（法第7条第1項第2号、第5条）

第2号被保険者

- 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者
ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は、第2号被保険者とはならない

	住所	年齢	生計維持	国籍
第1号被保険者	日本国内	20歳以上 60歳未満	—	—
第2号被保険者	—	—	—	—

「—」：要件は問われない

その被保険者、組合員または加入者とは、具体的には、会社員など社会保険の適用事業所にお勤めの方、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員ということになります。これらの方が第2号被保険者ですが、日本国内に住所を有する必要はありません。例えば、会社員が海外に転勤になったとしても、日本にある社会保険の適用事業所に引き続き在職していれば、厚生年金保険の被保険者であることには変わりありません。また、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法において、社会保険の適用事業所に使用される70歳未満の者とされています。第1号被保険者は20歳以上ですが、厚生年金保険では、20歳未満であっても、会社などに勤め始めたときから第2号被保険者となります。

（なお、法附則第3条により、65歳以上で老齢給付等の受給権を有するものは第2号被保険者とはなりません。詳しくは、資格の取得と喪失の基礎編講義で説明します。）

第3号被保険者の要件①（法第7条第1項第3号）

第7条（一部抜粋）

- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

第3号被保険者となるためには、第2号被保険者による生計維持関係と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たす必要がある。（国内居住要件は問われない）

- 第2号被保険者の20歳以上60歳未満の配偶者であっても、配偶者自身が自営業を営んでおり、被扶養配偶者として認定される基準を超える収入がある場合は第1号被保険者となる。
- 上記の配偶者自身が厚生年金保険の被保険者等である場合には、第2号被保険者となる。
- 第1号被保険者の配偶者は、20歳以上60歳未満であっても第3号被保険者とならない。
- 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる場合であっても、要件を満たしていれば第3号被保険者となる。

【第3号被保険者の要件】

次に、第3号被保険者の要件です。

法第7条第1項第3号では、第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下、被扶養配偶者という。）のうち、20歳以上

60歳未満のもの（以下、第3号被保険者という。）とされています。

第3号被保険者の要件②（法第7条第1項第3号）

	住所	年齢	生計維持	国籍
第3号被保険者	—	20歳以上 60歳未満	主として 第2号被保険者 により生計維持	—

「—」→要件は問われない

第2号被保険者の配偶者（20歳以上60歳未満）

主として第2号被保険者の収入により生計維持されている配偶者	第3号被保険者
会社員や公務員等としてお勤めの配偶者	第2号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者にならない配偶者	第1号被保険者



第3号被保険者も第2号被保険者と同様に、日本国内に住所を有する必要はありませんので、例えば、会社にお勤めの方が海外に転勤になった際、その配偶者も一緒に海外に住むことがありますが、この被扶養配偶者は第3号被保険者に該当します。

次に、年齢要件ですが、第1号被保険者と同様に20歳以上60歳未満となっています。ただし、主として第2号被保険者に生計維持されている方が第3号被保険者です。第2号被保険者の配偶者であっても、ご自身も会社員や公務員などとしてお勤めの場合は第2号被保険者となります。

また、会社員ではなくても、自営業やパート勤務などで一定の所得があるために、第2号被保険者に生計維持されていない場合は、第1号被保険者に該当します。

被扶養配偶者の認定基準①（令第4条）

同一世帯	同一世帯に異なっていない
対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者の年間収入の1/2未満	対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者からの補助による 収入額より少ない
対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者の年間収入を上回らない	

※ 収入が第2号被保険者の収入の半分以上の場合であっても、年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に判断して、第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的人物を担っていると認めるときは被扶養者となることがあります。

※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合、月額3,611円以下であること。）



【被扶養配偶者の認定基準】

第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもののうち20歳以上60歳未満のものでした。

被扶養配偶者の認定基準②（令第4条）

被扶養配偶者の認定は、健康保険法などの被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。

同一世帯の場合の認定基準

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満
 対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1以上であっても、第2号被保険者の年間収入を上回らない

同一世帯に属していない場合の認定基準

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ない



被扶養配偶者の認定は、健康保険法などの被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行っています。被扶養配偶者の認定基準は、認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合と、認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合で異なります。

最初に、認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合です。第2号被保険者によって主として生計を維持されていて、認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養配偶者に該当します。

被扶養配偶者の認定基準③（令第4条）

同一世帯

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者の年間収入の1/2未満

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者の年間収入を上回らない

※ 収入が第2号被保険者の収入の半分以上の場合であっても、年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。



ただし、認定対象者の収入が第2号被保険者の2分の1以上の場合であっても、第2号被保険者の年間収入を上回らない場合には、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは、被扶養配偶者に該当することがあります。

被扶養配偶者の認定基準④（令第4条）

同一世帯に属していない

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ない

※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、月額3,611円以下であること。）



次は、認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合です。第2号被保険者によって主として生計を維持されていて、認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者からの仕送りなどの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養配偶者に該当します。

また、ここでの年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養配偶者に該当する時点、および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。具体的には、給与所得等の収入がある場合は、月額108,333円以下であること、雇用保険等の受給者の場合は、月額3,611円以下であることが要件となります。そして、被扶養配偶者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、注意してください。

なお、被扶養配偶者の認定基準に関しては、通知（『昭和61年3月31日庁保発第13号』、『昭和61年4月1日庁保発第18号』、『平成15年3月24日庁文発第798号』）が発出されていますので、参照してください。

強制加入被保険者のまとめ				
被保険者の種類	国内居住要件	年齢要件	生計維持要件	国籍要件
第1号被保険者	○	20歳以上 60歳未満	—	—
第2号被保険者	—	— (原則)	—	—
第3号被保険者	—	20歳以上 60歳未満	○	—

「○」→要件が問われる 「—」→要件は問われない

【強制加入被保険者のまとめ】

最後に強制加入被保険者の要件をまとめると表のようになります。第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に共通して言えることとして、日本国籍は要件になっていません。日本に国籍がない方でも、法第7条に該当する場合は国民年金法の強制加入被保険者になります。

確認問題

問題1

国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第1号被保険者及び第3号被保険者である。

解答

✕ (法第7条)

第3号被保険者については、国内居住要件が問われません。

問題2

第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者ともに国籍要件を問わない。

解答

○ (法第7条)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第1号被保険者及び第3号被保険者である。

正解はバツです。

第3号被保険者については、国内居住要件が問われません。

問題2です。

第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者ともに国籍要件を問わない。

正解はマルです。

被保険者の範囲の過去の変遷①

昭和36年4月		昭和61年4月
自営業者等	強制加入	第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外	第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入	第3号被保険者
国会議員	昭和57年1月 適用除外	任意加入 第1号被保険者
地方議会議員	強制加入	任意加入 第1号被保険者等
海外居住の日本人	適用除外	任意加入被保険者
被用者年金制度の 障害・遺族年金受給者	任意加入	第1号被保険者
学 生	任意加入	第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入 第1号被保険者

【被保険者の範囲の過去の変遷】

ここで、被保険者の範囲の過去の変遷を見てみたいと思います。

被保険者の範囲の過去の変遷②

昭和36年4月		昭和61年4月
自営業者等	強制加入	第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外	第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入	第3号被保険者
被用者年金制度の 障害・遺族年金受給者	任意加入	第1号被保険者
学 生	任意加入	第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入 第1号被保険者

自営業者や学生の方は第1号被保険者、お勤めの方は第2号被保険者、お勤めの方によって生計維持されている配偶者は第3号被保険者ですが、このような枠組みができたのは、昭和61年4月（学生については平成3年4月）からのことです。

国民年金制度の保険料徴収は、昭和36年4月に開始されましたが、これまでにどのような改正が行われてきたかを確認します。

もともと、会社員や公務員などを対象とする厚生年金保険、共済年金制度がありましたが、それらの制度に加入できない自営業者や農林漁業者などを対象として、昭和36年から国民年金制度がスタートしました。ただ、この時点では会社員や公務員の被扶養配偶者や被用者年金制度の障害・遺族年金の受給者、学生などは、国民年金に加入が義務づけられておらず、任意で加入できることとされていました。また、この頃は、日本に住んでいる外国人の方にも、国民年金の適用はありませんでした。国籍要件が撤廃されたのは昭和57年1月で、これ以降は日本に住む外国人も国民年金に加入することになりました。

被保険者の範囲の過去の変遷③

昭和36年4月		昭和61年4月
自営業者等	強制加入	第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外	第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入	第3号被保険者
国会議員	昭和57年1月 適用除外	任意加入 第1号被保険者
地方議会議員	強制加入	任意加入 第1号被保険者等
海外居住の日本人	適用除外	任意加入被保険者
被用者年金制度の 障害・遺族年金受給者	任意加入	第1号被保険者
学 生	任意加入	第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入 第1号被保険者

昭和61年4月より、国民年金を、全国民共通の基礎年金を支給する制度として位置づけました。これに伴い、厚生年金保険や共済年金の被保険者は第2号被保険者に、その被扶養配偶者は第3号被保険者になりました。また、この時に、もともと国民年金の被保険者であった自営業者などや日本に住んでいる外国人はもちろん、それまでは国民年金に加入する必要のない国会議員、厚生年金保険などの障害・遺族年金の受給権者で被用者年金制度に加入していない方が第1号被保険者となりました。学生が任意加入から強制加入の第1号被保険者へと改正されたのは、平成3年4月のことです。

任意加入被保険者①（法附則第5条第1項）



【任意加入被保険者】

任意加入制度を利用できる方の範囲は、法附則第5条第1項に、3パターンが規定されています。ここでは、法第7条に定める第1号被保険者の要件との関係を見ながら確認していきます。

任意加入被保険者②（法附則第5条第1項）



まず1つ目は、任意加入の対象者を定める法附則第5条第1項第1号では、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることのできる者となっています。これに対し、第1号被保険者の要件として、法第7条第1項第1号では、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でないことが定められています。したがって、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる場合は、第1号被保険者から外れますが、任意加入をすることができるということになります。

任意加入被保険者③（法附則第5条第1項）



2つ目は、法附則第5条第1項第2号では、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者が任意加入の対象者とされています。第1号被保険者になるためには20歳以上60歳未満という年齢要件がありますので、60歳以上の方は第1号被保険者から外れますが、任意加入することができます。

任意加入被保険者④（法附則第5条第1項）



3つ目は、法附則第5条第1項第3号では、日本国籍を有する者で海外に居住する20歳以上65歳未満のものが任意加入の対象者とされています。第1号被保険者は、国内居住要件がありますので、海外に住所があれば第1号被保険者にはなれません。海外に住所を移した場合には、第1号被保険者から外れて任意加入できるようになります。ただし、注意していただきたい点として、海外在住で任意加入できるのは、日本国籍を有する方のみということです。日本国籍がなくても、国内に住んでいれば第1号被保険者になることができますが、海外に住んでいて任意加入できるのは日本国籍を持っている方に限られます。

任意加入することによって、加入中の事故などの場合の障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権が確保できるようになります。また、保険料の納付期間が長くなりますので老齢基礎年金の受給資格を得られるようになったり、その年金額を増額させたりすることができます。

海外在住の任意加入被保険者 ケース2①
(通則第2条、平成6年改正通則第21条、平成16年改正通則第23条第1項)

ケース2

個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことにしました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を未納することなく払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。

○…算入する ×…算入しない

	受給資格期間	年金額の計算
任意加入しない (保険料を納めない)	○ (合算対象期間)	×
任意加入する (保険料を納める)	○ (保険料納付済期間)	○

【海外在住の任意加入被保険者 ケース2】

次は、ケース2を見ていきましょう。

「個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことにしました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。」

海外在住の任意加入被保険者 ケース2②
(通則第2条、平成6年改正通則第21条、平成16年改正通則第23条第1項)

ケース2

第1号被保険者には住所要件がありますので、海外に住所を移すと第1号被保険者ではなくなりますが、将来、日本に戻ってきて、老後を迎えた時には、海外在住期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されることになっています。

海外在住期間は合算対象期間といい、いわゆるカラ期間とも呼ばれています。

保険料を納めていないので、年金の額の計算の基礎には含めませんが、受給資格期間を計算するときには算入することとして、海外で長く暮らしていた方でも老後の年金が受給できるように配慮されているのです。

海外に住んでいる間、保険料を納めなければ、老後の年金がその分低くなるのが心配です。そこで、海外に住んでいる間も保険料を納めて、年金の額を増やすことができるように、任意加入の制度が設けられています。

第1号被保険者には住所要件がありますので、海外に住所を移すと第1号被保険者ではなくなりますが、将来、日本に戻ってきて、老後を迎えた時には、海外在住期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されることになっています。この海外在住期間は合算対象期間といい、いわゆるカラ期間とも呼ばれています。保険料を納めていないので、年金の額の計算の基礎には含めませんが、受給資格期間を計算するときには算入することとして、海外で長く暮らしていた方でも老後の年金が受給できるように配慮されているのです。

しかし、海外に住んでいる間、保険料を納めなければ、老後の年金がその分低くなるのが心配です。そこで、海外に住んでいる間も保険料を納めて、年金の額を増やすことができるように、任意加入の制度が設けられています。

このように任意加入制度は、法第7条の第1号被

保険者の要件から外れてしまった人で、国民年金の被保険者として保険料を納め続けたいという人のために用意されている制度です。

特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）①
(平成6年改正通則第11条第1項、平成16年改正通則第23条第1項)

昭和40年4月1日以前の生まれの人

日本国内に住所を有する
65歳以上 70歳未満

日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない
65歳以上 70歳未満

特例による任意加入被保険者の要件
65歳以上の者であっても次の要件を満たす者は厚生労働大臣に申し出ることで任意加入被保険者となることことができる
(1) 昭和40年4月1日以前に生まれた者であること
(2) 老齢又は遺族を支給事由とする年金給付の受給権を有しないこと
(3) 第2号被保険者ではないこと
(4) 次のいずれかに該当する者であること
① 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者
② 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満のもの

【特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）】

昭和40年4月1日以前に生まれた方は、65歳から70歳に達するまでの間、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでは任意加入できることが特例で認められています。あくまでも老齢基礎年金の受給権確保のための特例ですので、年金額の増額が目的の人は該当しません。ここが、60歳以上65歳未満の任意加入との違いになります。

特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）②
(平成6年改正通則第11条第1項、平成16年改正通則第23条第1項)

	任意加入被保険者	特例による任意加入被保険者 (高齢任意加入被保険者)
税制	年金受給権の確保 年金額の増額	年金受給権の確保 年金額の増額
老齢・遺族を支給事由とする年金給付の受給権を有する場合	任意加入できる	任意加入できない
繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者	任意加入できない	任意加入できない
老齢基礎年金の支給繰上げ	老齢基礎年金の支給繰上げ はできない	任意加入できない
付加保険料の納付	納付できる	納付できない
保険料免除		行わない
死亡一時金の規定における取扱い		第1号被保険者とみなす
配偶一時金の規定における取扱い	第1号被保険者とみなす	第1号被保険者とみなす
遺族年金の規定における取扱い		第1号被保険者とみなされない

昭和40年4月1日以前の生まれであること、65歳以上70歳未満であることの2つが要件になっていますが、これらの要件を満たしていれば、日本に住所を有する場合だけでなく、海外に住んでいて日本国籍を有している方の場合も、任意加入ができます。老齢基礎年金の受給資格期間を満たせない方は、この特例による任意加入の制度を利用することで、年金を受給できるようになる場合があることを知っていただきたいと思います。



【被保険者のまとめ】

ここで、国民年金の被保険者についてまとめてみましょう。日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者と第3号被保険者以外の人が第1号被保険者になります。60歳以上65歳未満の期間は任意加入することができます。65歳以上70歳未満の期間では、昭和40年4月1日以前に生まれた方について、老齢基礎年金の受給権を確保するための特例による任意加入が認められています。

厚生年金保険や共済年金の老齢年金等を受けることができる方は、第1号被保険者にはなれませんが、任意加入することはできます。

会社などにお勤めの方は第2号被保険者に該当し、20歳前でもお勤めを始めたときに被保険者資格を取得します。

第2号被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者です。国内居住要件はありませんが、20歳以上60歳未満という年齢要件があります。

日本国籍を持っていて海外に住んでいる場合は任意加入することができます。特例による任意加入も可能です。

確認問題

問題1 日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができる。

解答 ✕ (法附則第5条第1項)

20歳未満の者は任意加入することができません。

問題2 昭和40年4月1日以前に生まれた者のうち、老齢基礎年金の受給権を有しているものは、65歳から70歳までの間の特例による任意加入被保険者となることはできない。

解答 ○ (平成16年改正法附則第23条等)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができる。

正解はバツです。

20歳未満の者は任意加入することができません。

問題2です。

昭和40年4月1日以前に生まれた者のうち、老齢基礎年金の受給権を有しているものは、65歳から70歳までの間の特例による任意加入被保険者となることはできない。

正解はマルです。